

武藏野市平和施策のあり方懇談会設置要綱

(設置)

第1条 武藏野市における平和施策のあり方について、市民及び有識者の意見を聴取し、又は助言を求めるため、武藏野市平和施策のあり方懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は助言を行う。

- (1) 武藏野市における平和施策及び平和事業のあり方に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が選任する。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長各1人を置き、座長は委員の互選により選任し、副座長は委員の中から座長が指名する。

2 副座長は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、市長が招集する。

2 懇談会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(謝礼)

第6条 委員の謝礼は、日額12,000円とする。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、市民部市民活動推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者 1人
国際交流及び多文化共生の関係者 1人
市民団体の関係者 1人
非核都市宣言平和事業実行委員会市民委員 1人
青少年平和交流派遣団の参加者 1人
市民部長兼交流事業担当部長
教育部長